

(案)

10 原委第 97 号
平成 11 年 2 月 23 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更
(原子炉施設の変更) について (答申)

平成 10 年 8 月 17 日付け平成 09・09・18 資第 5 号 (平成 11 年 1 月 29 日付け平成 09・09・18 資第 5 号をもって一部補正) をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基準の適用については妥当なものと認める。